

計議第323号議案

産業廃棄物処理施設(中間処理施設)の敷地の位置
について

(建築基準法第51条ただし書の規定に基づく付議)

令和3年12月
京都市

都市計画審議会での審議について

【建築基準法第51条】

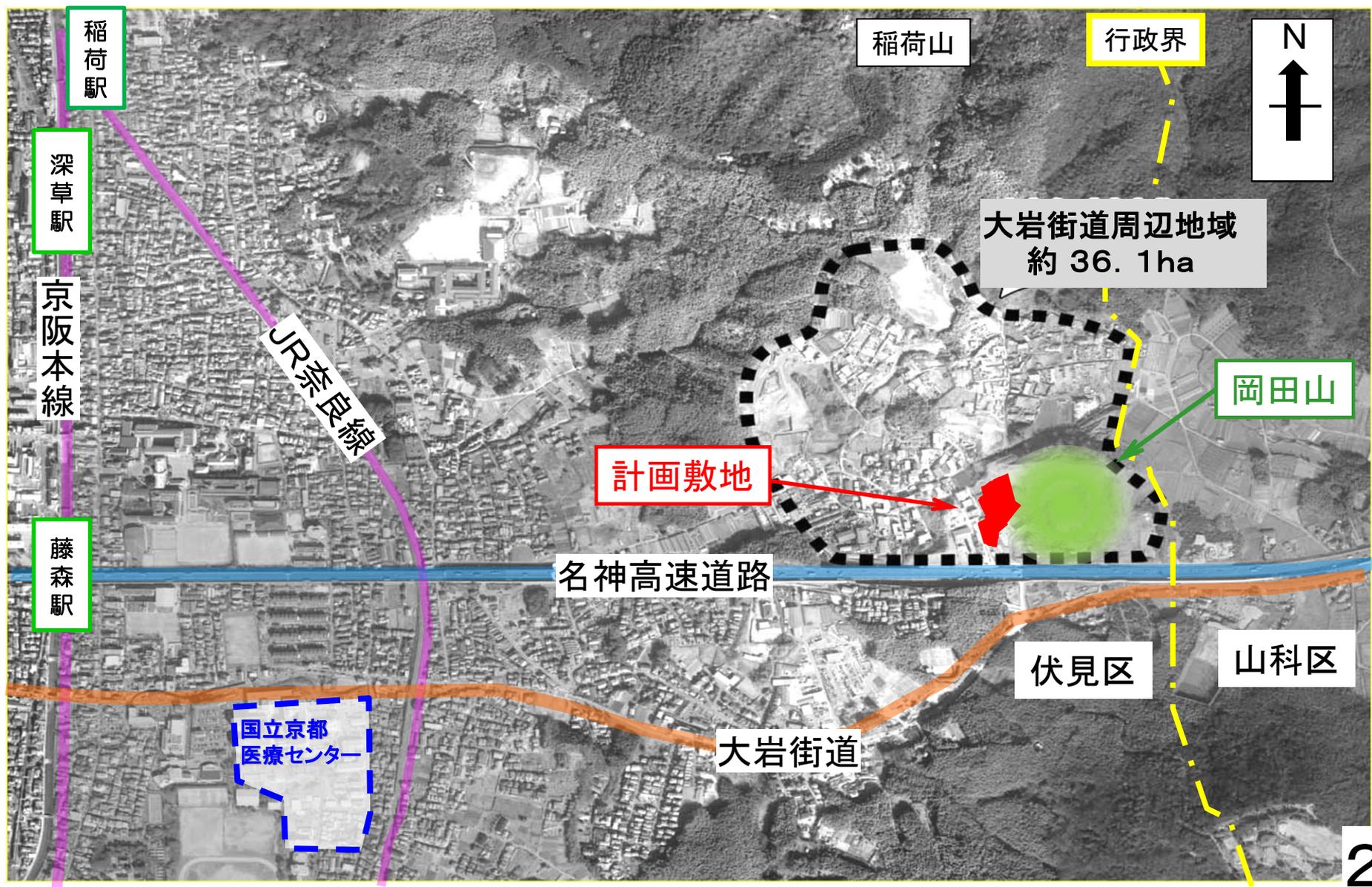
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

【建築基準法第51条ただし書】

特定行政庁が都市計画審議会（中略）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において、新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

本件は、産業廃棄物処理施設の敷地を拡大するにあたり、
「その敷地の位置が、都市計画上支障がないか」ご審議いただくもの

計画敷地の位置



大岩街道周辺地域における経過

昭和40年代～ 野外焼却や違法な造成，建築などの課題

昭和47年～53年 通称「岡田山」の形成



建設廃材の埋立処分業の許可を得た産業廃棄物処理業者が、建設発生土及び建設廃材を主とした産業廃棄物を埋め立てたことにより、岡田山が形成された。

平成24年時点で、高さ約60m，降雨時には，一部で崩落する状況。

平成9年頃 現地監視などの取組強化

- 大規模な野外焼却は終息
- 不法投棄等の違法行為についても，徐々に解消

大岩街道周辺地域における経過

大岩街道周辺地域の残された課題

- **崩落する危険性がある岡田山**の安定勾配の確保
- 違法建築物
- 違法開発等による道路,宅地の冠水と降雨に伴う土砂の流出
- 自然的景観の喪失
- 不法投棄や廃棄物の不適正な処理



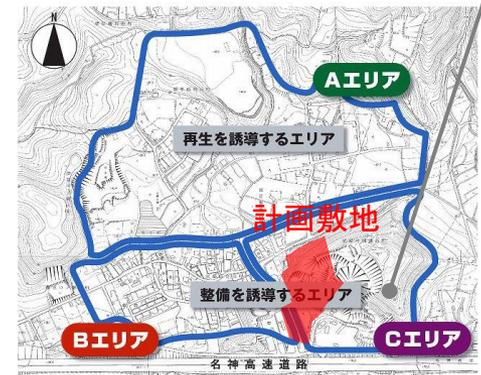
課題の改善, 地域主体のまちづくりの推進



「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けた まちづくりの方針」の策定 (平成22年3月)

計画敷地の周辺 (Cエリア) の将来像：
岡田山の撤去と撤去後の地区全体の環境整備を誘導する。

- **岡田山を撤去し, 利用可能な形態とするための産業廃棄物処理施設の立地を許容**
- 撤去後, 周辺との調和を条件に, 産業廃棄物処理施設の移転を容認



※「都市計画マスタープラン 地域まちづくり構想 大岩街道周辺地域」にも位置付け

大岩周辺地域における経過

岡田山地区まちづくり協議会

- 「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」に賛同された岡田山の地権者（10名のうち9名）が、岡田山撤去と環境整備を目的に設立（平成22年11月発足）



岡田山撤去事業の提案

- 本件事業者が自社の責任と費用負担による撤去事業を提案
- 岡田山まちづくり協議会が撤去計画を策定



岡田山撤去を目的とした産業廃棄物処理施設の設置

- 第50回京都市都市計画審議会（平成24年11月）において、審議
- 産業廃棄物処理施設を設置し、平成26年から岡田山撤去を開始

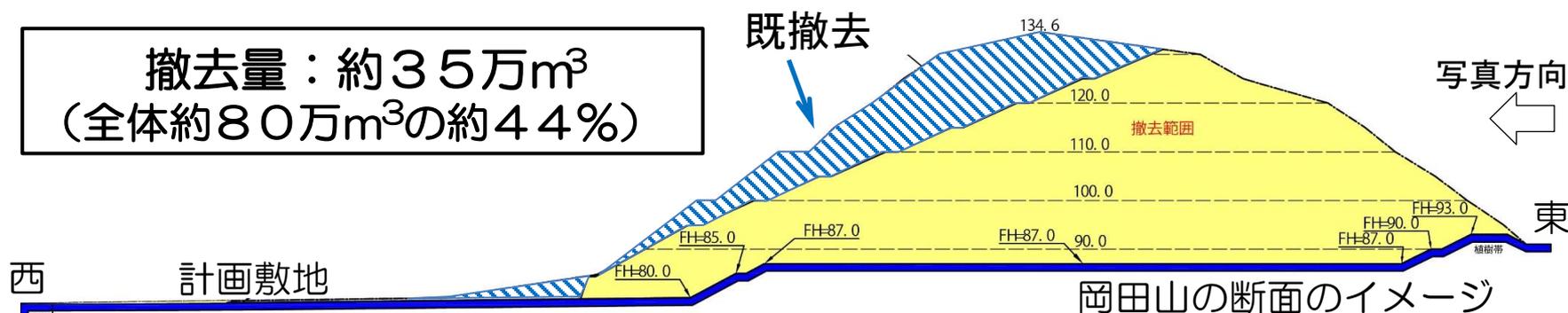
岡田山撤去事業の概要

撤去事業の枠組み

- 岡田山を形成する建設発生土とガレキ類等の産業廃棄物は、適正に処理することでリサイクルが可能。リサイクル製品として搬出し撤去を実施。
- しかし、この利益だけでは撤去費用が捻出できないため、外部からも廃棄物を受け入れ、得られる利益を岡田山撤去費用に充当。

撤去実績（令和3年10月末）

撤去量：約35万m³
(全体約80万m³の約44%)



撤去前



現在



東側から撮影

今回の計画（敷地の拡大）について

これまでの撤去事業（第1期計画）

- 順調な撤去作業，事業運営の安定化。
- 一方で，敷地や施設が手狭となり，廃棄物の処理が滞る事態も発生



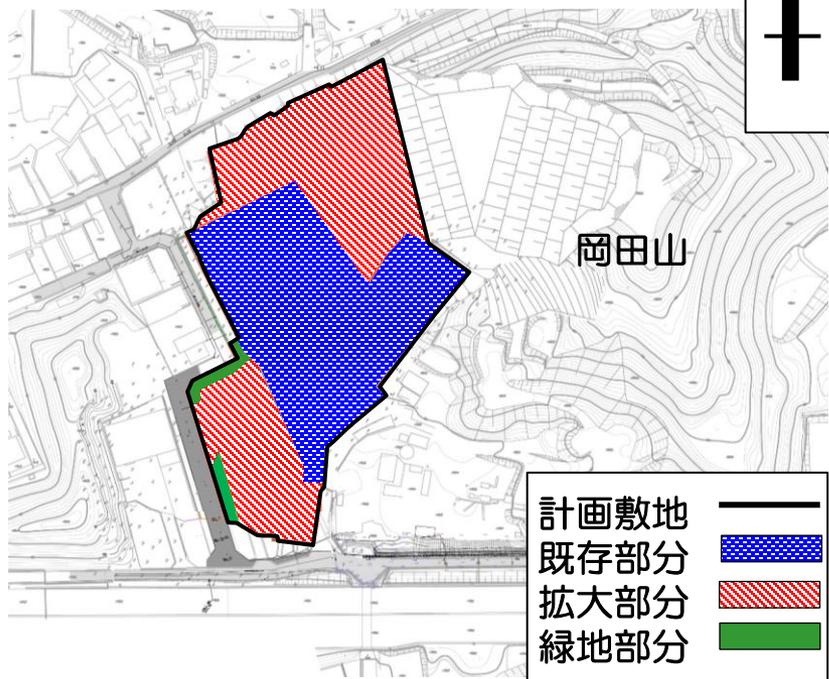
敷地を拡大する撤去事業（第2期計画）

- 撤去事業で生み出された平地部に敷地を拡大
↓
- 構内レイアウトの見直しにより，事業効率を改善（撤去期間の短縮）
- 処理や保管を行う建物の増築により，周辺環境への影響を更に低減

※ 当初から，撤去の進捗に合わせた敷地の拡大を想定しており，第1期計画を審議する都市計画審議会においても，将来の付議予定を説明

第2期計画の概要（敷地の拡大と施設の配置）

敷地



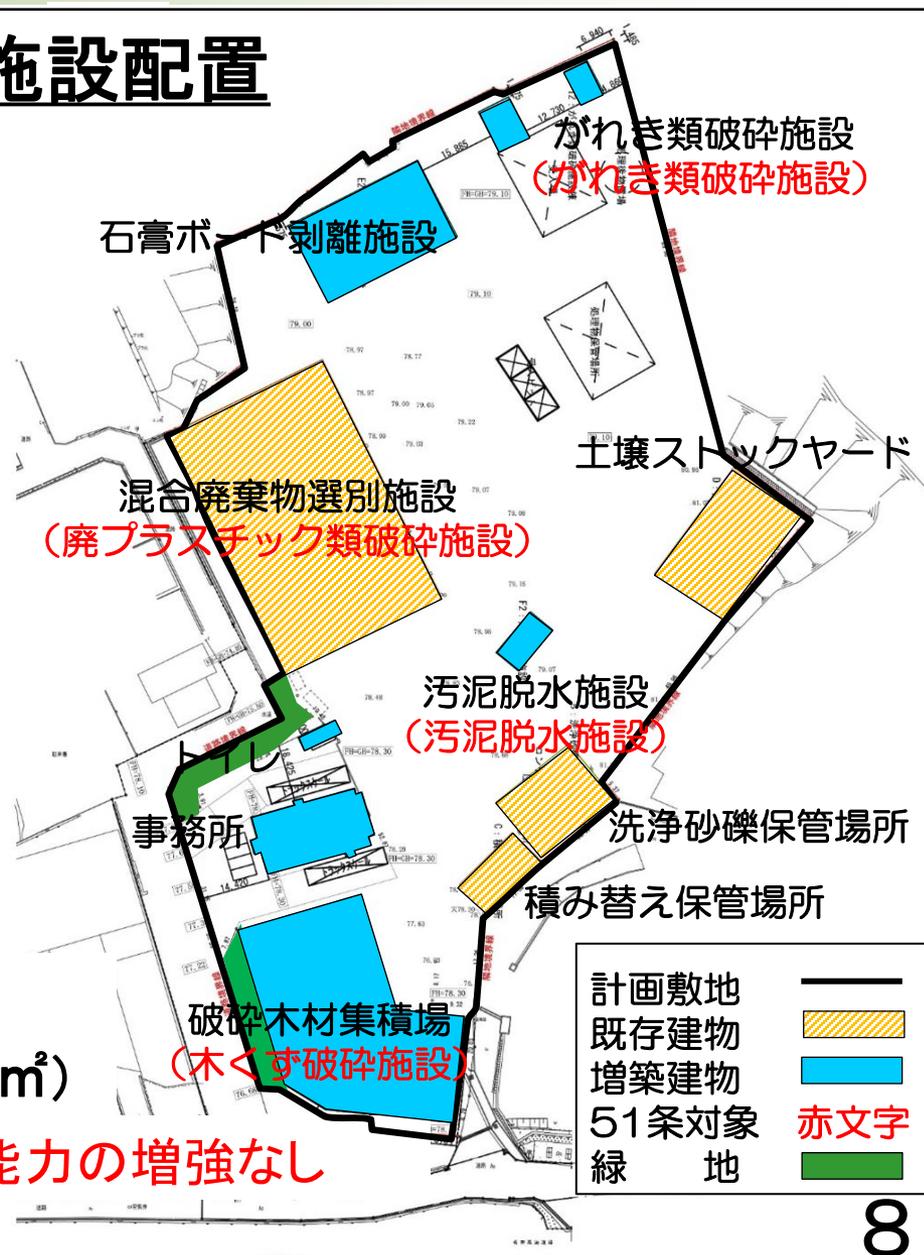
敷地面積 : 17,618.08 m²
 (拡大部分 8,884.55 m²)

建築物の棟数 : 11棟 (増築 7棟)
 延べ面積 : 5,722.59 m² (増築 2,943.93 m²)

※各処理施設の1日当たりの最大処理能力の増強なし

※資料8-1 p2-p6を参照

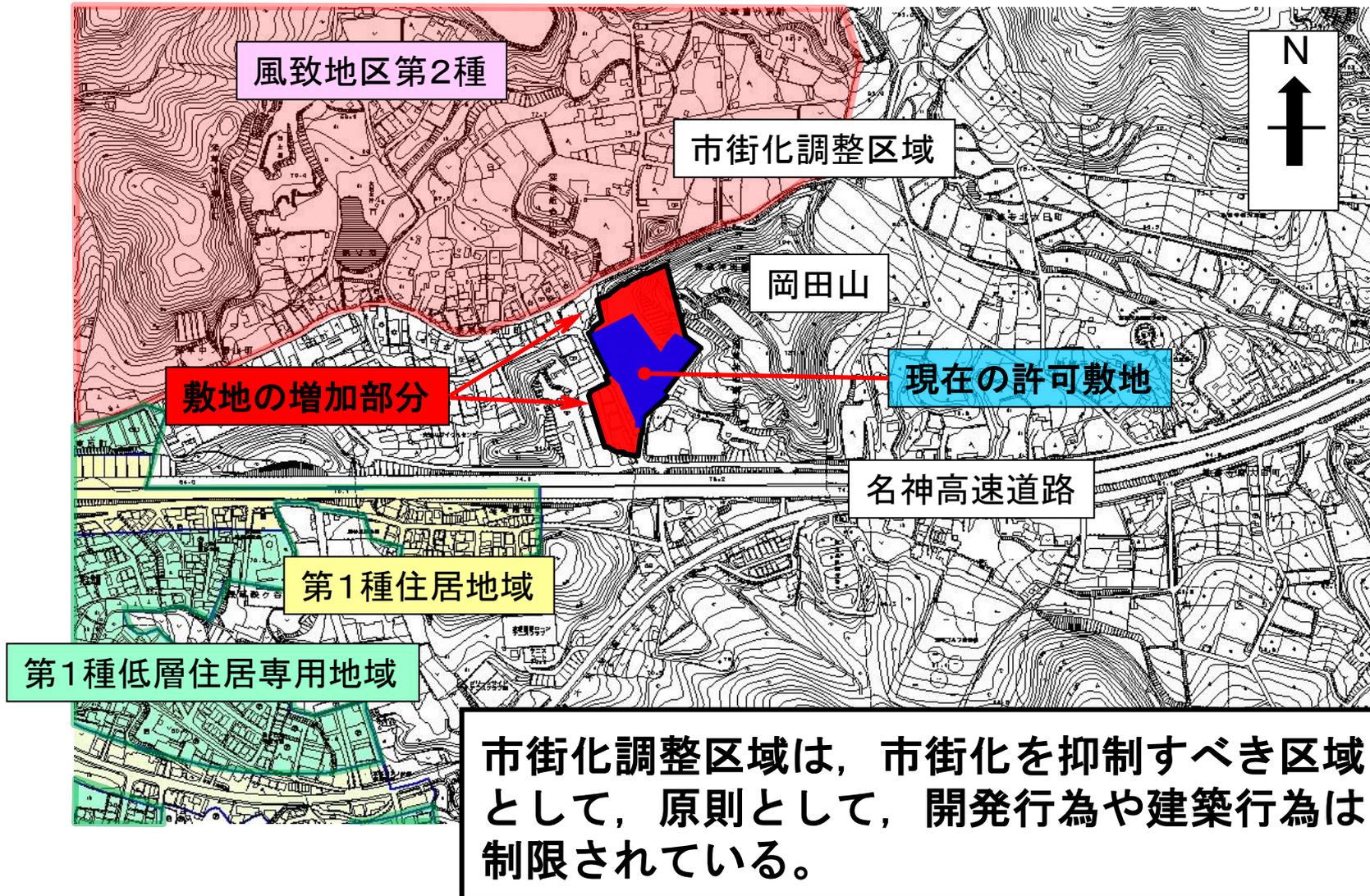
施設配置



都市計画上の支障の有無の判断に当たっての観点

- 1 立地の妥当性（市街化調整区域）
- 2 まちづくりに関する方針が定められた地区にあっては、その方針に反していないか
- 3 周囲の生活環境に多大な影響を与えないか
- 4 道路交通環境に多大な影響を与えないか

- 1 立地の妥当性
- 2 まちづくりの方針への適合



1 立地の妥当性

2 まちづくりの方針への適合

大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針

- 岡田山の撤去と、撤去後の地区全体の環境整備を誘導する
- **岡田山を撤去するために必要な、産業廃棄物処理施設の立地を許容**

都市計画マスタープラン 地域まちづくり構想 大岩街道周辺地域

- まちづくりを進めるためには、崩落の危険がある**岡田山の撤去が先行的に行われる**必要があるため、**事業者による岡田山撤去を誘導**。
- **撤去に必要な産業廃棄物処理施設の設置や処分業を許容**。

市街化調整区域であるものの、岡田山撤去を目的とする施設であり、当該地に設置されることが最も効率的で周辺への影響が少ないと考えられ、また、これを考慮してまちづくりの方針が定められている。

立地は妥当であり、まちづくりの方針に合致

3 周囲の生活環境への影響（生活環境影響調査結果）

【調査の項目】

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 平成18年9月）」を踏まえ、**大気質**、**騒音**、**振動**、**悪臭**及び**水質**の5項目

【生活環境影響調査】

年間を通じた気象や四季毎の大気質の状況等を踏まえつつ、**処理施設の最大稼働時及び計画に基づく運搬車両（620台/日）の走行時**を想定し、影響を予測



○すべての項目で、

- ・環境保全目標を満たす。
- ・事業者の実行可能な範囲で回避、または、低減が図られている。

※ 資料8-1 p9-p25を参照



【専門家からの意見聴取】

- 京都市廃棄物処理施設設置等検討会議
 - ・令和3年8月3日開催
 - （施設の現場視察）

- ・調査結果及び対策は妥当である。
- ・事業計画に沿って施設設置を行うことに特段の問題はない。

との見解をいただいた。

【意見を聴取した専門家】

- 「騒音・振動」の専門家1名
- 「大気質」の専門家1名
- 「土壌」の専門家2名
- 「環境法」の専門家1名
- 「水質汚濁」の専門家1名
- 「廃棄物処理」の専門家1名
- 「悪臭」の専門家1名

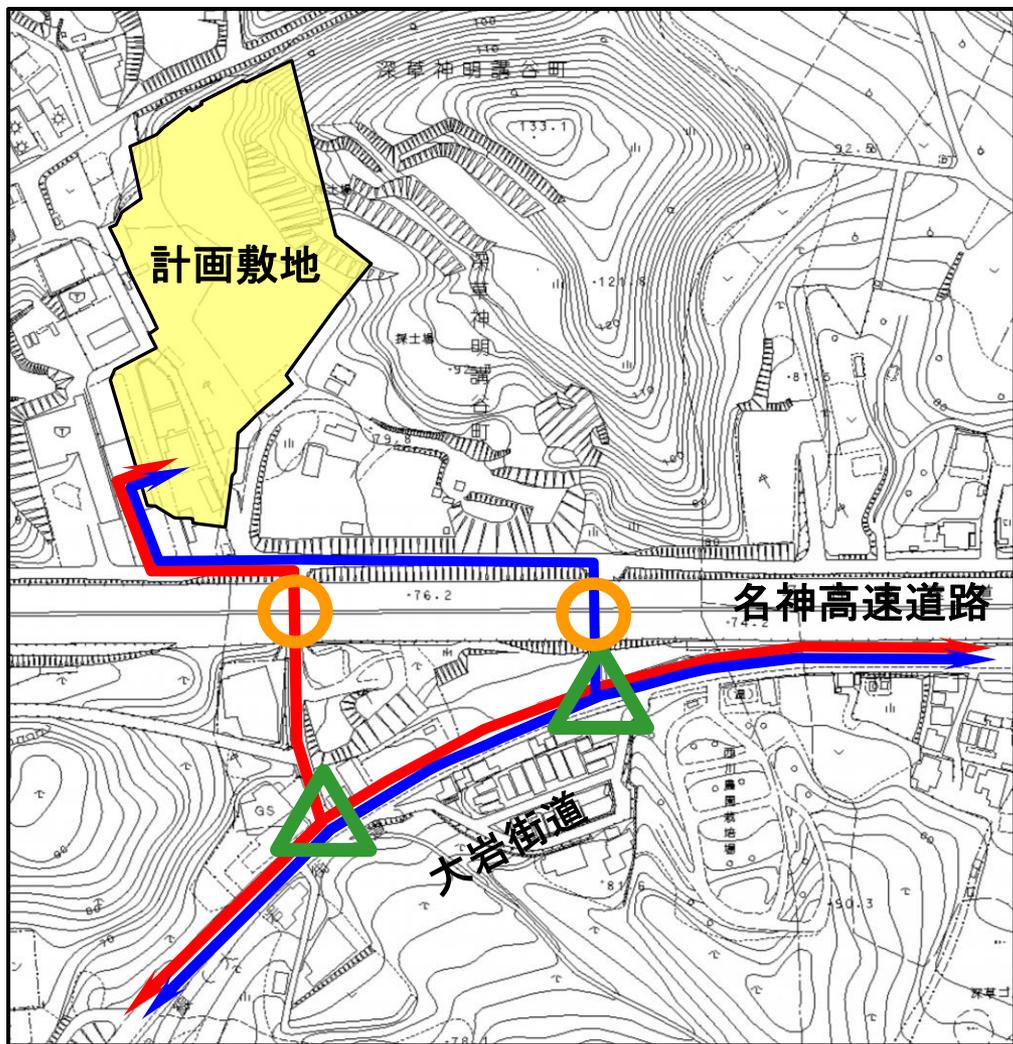
合計8名



生活環境の保全上、支障が生ずる恐れがないこと、及び必要な措置が講じられていることを確認

4 道路交通環境への影響 (道路交通影響調査結果)

【運行ルート】



【交通状況の把握】

令和2年11月10日

- ・ 12時間交通量調査実施
(直違橋1丁目と  の各交差点)
- ・ 施設利用車両の実態調査

【発生最大交通量の設定】

620台/日 (第1期 420台/日)



【道路交通への影響の検証】

交通流を設定し、以下の地点で影響を検証

- ・ 大岩街道
直違橋1丁目交差点
施設付近交差点 
- ・ 名神高速道路アンダーパス 

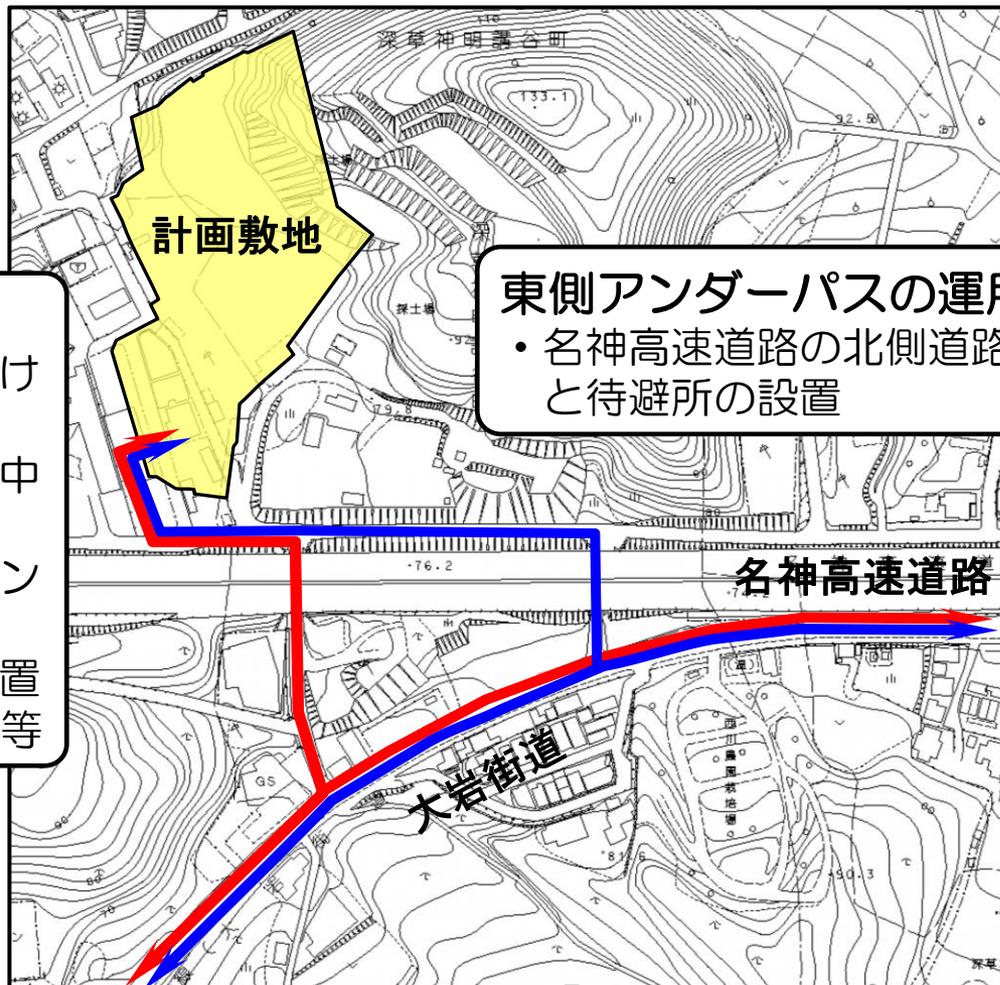
すべての地点で交通量がピークとなる時間帯においても、交通処理は可能

4 道路交通環境への影響 (道路交通影響調査結果)

【道路交通に対する影響低減策】

円滑な交通を確保する取組

- 朝夕のピークをできるだけ避けた運用
- 平常時は西側アンダーパスを中心に運用（第1期と同様）
- 混雑が生じないように東西のアンダーパスをバランスよく誘導
- 必要に応じた交通誘導員の配置等



東側アンダーパスの運用

- 名神高速道路の北側道路の拡幅と待避所の設置

道路交通に多大な影響を与えることがなく、必要な措置が講じられていることを確認

※資料8-1
p26-p37を参照

安全・適正・確実な事業推進の取組

京都市と事業者による各種調査の実施と公表

- 岡田山撤去の進捗状況
- 周辺環境への影響調査（大気質，水質など）
- 交通量の調査

京都市による適切な指導

- 年間スケジュールの検証と進捗状況の監理
- 随時，現地調査による適正処理の確認や指導

岡田山撤去連絡協議会の設置

- 地元（自治連合会），事業者，京都市で構成
- 進捗状況や環境調査結果などを説明するとともに，意見交換を行い，地域の理解を得ながら事業を推進

※ これらは，第1期計画からの継続した取組